別　冊

**農地利用最適化推進委員の活動について**

令和７年６月

**常陸太田市農業委員会事務局**

**農地利用最適化推進委員の活動とは**

農地利用最適化の推進において、農地利用最適化推進委員の皆様の現場活動が極めて重要であり、それが農地を守り、ひいては地域の維持や発展につながることとなります。農地利用最適化推進委員となる皆様におかれましては、このことを十分ご理解いただき、積極的な現場活動を行っていただくようお願いいたします。

※農地利用最適化推進委員は、担当地区ごとに、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく、農地等の利用の最適化業務を主に行っていただきます。

【活動内容】

１　地域計画策定の話し合い、農地利用改善団体の活動支援等

**「農地の有効利用の意義・重要性を地域に伝えること」**

* 1. 農地については、リタイアするので農地を貸したい、分散した農地をまとめて効率化を図りたい、新規就農のために農地を取得したいなど、人それぞれ様々なニーズがあります。このようなニーズは、個別の農業者では対応が難しく、地域に根差した方々が、常日頃から農地の出し手や受手を発掘するなどの現場段階での活動を、受け身にならずに積極的に行うことが必要不可欠です。

このため、農地利用最適化推進委員には、地域での話し合いや個別相談など地域に密着した活動を行い、農業者の意向や地域の情報を把握し、人と農地をマッチングすることが求められています。

* 1. 多くの地域では、農業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加など様々な問題を抱えています。そのため、農地利用最適化推進委員は、集落や地域での座談会などに積極的に参加していただき、農家のみなさんから話を聞いて、相談に乗るようにしてください。
  2. 戸別訪問や座談会への参加などを積極的に行うことで、老齢で耕作が難しいので農地を貸したいなど、農地の出し手となる方々から、農地の貸付の意向を把握してください。同様に、農地を任せてほしいという農業者からも、どこの農地をどれぐらい借りたいかなどの意向を把握してください。
  3. 農地中間管理機構を利用する意向のあった農地の貸し手や借り手には、農地中間管理機構の事業について説明をし、それぞれがベストなマッチングが図れるように調整をお願いします。そのためには、農地中間管理機構の担当者や農業委員会事務局などと連携してください。

２　遊休農地の発生防止と解消

**「農地の遊休化を防止すること」**

* 1. 日常の現場活動として、担当区域の農地をパトロールする際には、遊休農地がどこにあるのか、今は遊休農地でなくても将来遊休農地になる可能性がある農地はあるか、後継者がいない農地はどこにあるのかということを確認し、記録に残すようにしてください。
  2. 農地法に基づき毎年８月頃には管内すべての農地について、遊休農地の有無を確認する「利用状況調査」（農地パトロール）を行わなければなりません。農業委員や農業委員会事務局と調査方法などを打ち合わせして、現地調査に取り組んでください。

３　新規就農・新規参入の促進

**「新規参入を促進すること」**

* 1. 今後ますます農業からリタイアする方が増えると考えられる中で、農地を守り、維持していくためには、各地域で中心となる担い手を発掘・育成するだけではなく、新たな担い手を確保することが重要です。そのため、現在の中心となる担い手は誰か、新たに誰を中心となる担い手にすることができるかなどを考えながら、人と農地のマッチングを進めてください。
  2. 特に、新規就農者や就農希望者に対しては、農地利用最適化推進委員が地域における相談相手となって、就農前や就農後も農業者の意向をしっかりとフォローし、地域の担い手として活躍できるよう支援活動をお願いします。